

新型コロナウイルス感染症に関連した学籍、授業料徴収等の特例措置について

【教養学部後期課程】

下記のとおり特別措置を実施いたしますので、申請を希望する学生は、下記期限までに教養学部後期課程チームまで申請書類を提出ください。

<学籍関連>

1. 正規生の在学期間の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による学業・研究の中断のために、卒業までに定められた在学年限（4年）を超える見込みの場合で在学年限の延長を希望し、所属学部長が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると認めた場合は、令和3年度までにあらかじめ卒業予定年月を決め、それに向けて計画的に履修していれば、その期間まで在学期間を延長することが可能です。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、卒業要件を満たしているにも関わらず、引き続き在学を希望し、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると、所属学部長が認めた場合は、令和3年度までにあらかじめ卒業予定年月を決め、それに向けて計画的に履修していれば、その期間まで在学期間を延長することが可能です。※在学年限（4年）を超えた場合であっても適用可能です。

(例) 令和3年度中に令和4年度末までの在学年限の延長を認められた場合は、在学年限を超過していても令和4年度末までの在学が可能になります。

【申請方法】

- (1) (2) とともに、2022年2月28日（月）正午までに以下の様式にて申請してください。

【提出書類】

- (1) 「特例による在学期間延長願（学部）」

※コース主任により様式「指導教員等による意見書」を作成してもらった上であわせて提出してください。なお、教養学部後期課程の卒業時期は3月となるためご注意ください。（PEAKを除く）

- (2) 「卒業延期願」

※コース主任により様式「指導教員等による意見書」を作成してもらい、あわせて提出してください。

※様式「延長期間における行動計画書」をあわせて提出してください。この延期については1ヶ月単位で申請が可能です。（複数回の申請が可能）

※令和4年度以降は上記（1）（2）の特例措置は実施されませんのでご注意ください。

2. 長期履修制度の適用

新型コロナウイルス感染症の影響を理由として、令和3年度までに期間を令和4年度以降として認められた場合は、最終年次や年度途中（ただしA1タームの開始から）からの開始を可能とした長期履修制度の適用が可能です。

【申請方法】

後期課程ホームページの「長期履修学生制度の手続き」を参照してください。

※所定の様式に加えて、コース主任により様式「指導教員等による意見書」を作成してもらいあわせて提出してください。

※令和4年度以降は上記の特例措置は実施されませんのでご注意ください。

<学費関連>

3. 正規生の授業料不徴収の特例

(1) 正規生の在学期間の特例の適用者に関わるもの

上記1.(1)および1.(2)により延長された期間（正規生の在学期間の特例）については、所属学部長の判断により授業料を徴収しないことができます。徴収しない期間は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたとコース主任が認めた期間となります。

【申請方法】

2022年2月28日（月）正午までに以下の様式にて申請してください。

【提出書類】「授業料不徴収希望理由書（様式任意）」

※「特例による在学期間延長願（学部）」または「卒業延期願」に「授業料不徴収希望理由書（様式任意）」を添付し、「指導教員等による意見書」に授業料を不徴収とすることに妥当な期間を記載してもらった上で提出してください。

(2) 修業年限を超過した留学生にかかるもの

学業・研究中断にも関わらず、(休学をせずに) 修業年限（2年）を経過した場合で、所属学部長が新型コロナウイルス感染症の影響によるものと認めた場合には、令和4年度の授業料のうち、影響による期間にかかる授業料を徴収しないことができます。徴収しない期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたとコース主任が認めた期間となります。なお、本申請は、在留資格が「留学」の者で、休学により「留学」の在留資格で日本に滞在できなくなることへの配慮が必要な者のみ対象となります。

【申請方法】

2022年2月28日（月）正午までに以下の指定様式にて申請してください。

【提出書類】「在学期間延長願（学部）」

※コース主任により様式「指導教員等による意見書」を作成してもらった上で、あわせて提出してください。

※対象は、令和4年4月以降に修業年限（2年）を超えて在学する上記条件を満たす後期課程の学生になります。

※今年度中に修業年限を経過しない上記条件を満たす者についても将来的に上記3.(2)の特別措置を適用する可能性があることから、将来的に上記3.(2)の申請を考えている方は、年度内に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこと及びその影響範囲を確定させるために、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する説明文書(様式任意)」を作成し、あわせて「指導教員等による意見書」を年度中(2022年3月末まで)に作成してもらった上で提出してください。欄外に、「将来的に特別措置を適用する可能性があるため提出する」旨を必ず記載してください。

○1. ～3. の注意事項

- ・単に影響を受けたというだけでなく、その後も回復できない(回復できない理由が新型コロナウイルス感染症によるもののみ)ということが必要とします。
- ・この特別措置はあくまで特例であり、実質的な卒業・修了見込以外の者には適用されないこと、及び学生本人からの申告のみでは決定されず、適用は学部の判断で慎重に行われることに十分留意してください。
- ・申請にあたっては、様式をメールで提出することも可能です。
- ・情勢を踏まえて、学科長(分科長)とコース主任の押印欄は、承諾のメール添付でも可能です。
- ・卒業判定の結果を踏まえての申請を検討している方は事前に後期課程チームにメールにて相談ください。
- ・審査結果については、会議で審議のうえ、2022年3月中旬までに本人にメールにて通知します。

○各種様式は下記 URL よりダウンロードください。

<http://www.c.u-tokyo.ac.jp/fas/tokurei-youshiki.xlsx>

※教養学科は分科長およびコース主任の承認、学際科学科・統合自然科学科は、学科長およびコース主任の承認が必要です。

○提出先 教務課後期課程チーム(アドミニストレーション棟1階4番窓口)

2022年2月3日 教務課後期課程チーム